

グループホーム いいもり 利用料金

(1) 基本料金

2024年 6月 1日 改正

状態区分	一日あたりの 単 位	一日あたりの 基本料金(円)		月額料金 (基本単位に級地区分率 10.45を乗じた額の一割)	
		一割負担	三割負担	一割負担	三割負担
要支援 2	749単位	783	2,348	23,481円 /30日	70,443円 /30日
要介護 1	753単位	787	2,361	23,607円 /30日	70,819円 /30日
要介護 2	788単位	823	2,470	24,704円 /30日	74,111円 /30日
要介護 3	812単位	849	2,546	25,456円 /30日	76,369円 /30日
要介護 4	828単位	865	2,596	25,958円 /30日	77,873円 /30日
要介護 5	845単位	883	2,649	26,491円 /30日	79,472円 /30日
(a)初期加算	30単位	31		入居後30日間を加算。30日超の入院後,再入居する場合も加算	
(b)入院時費用	246単位	257		退院後の再入居の受け入れ体制がある場合、1月に6日を限度として加算	
(c)医療連携体制加算(Ⅰ)ハ	37単位	38		看護師による24時間連絡体制の確保など算定条件あり	
(d)医療連携体制加算(Ⅱ)	5単位	5		医療的ケアが必要な状態	
(e)サービス提供体制強化加算	22単位	23		勤続10年以上の介護士が25%以上いる。	
(f)口腔衛生管理体制加算	30単位/月	313/月		歯科衛生士が介護職員に対し口腔ケアに係る助言、指導を行って	
(g)協力医療機関連携加算	100単位/月	105/月		入居者が急変した場合、診療を行う体制を常時確保している	
	40単位/月	42/月		上記以外の場合	
(h)退去時情報提供加算	250単位/回	261/1回		退居後の医療機関に対して入所者の情報を提供した場合	
(i)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位	209		外部のリハビリ専門職等が事業所を訪問する場合	
(j)介護職員処遇改善加算Ⅰ	上記該当単位合計×186/1000		厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善費		
(m)看取り介護加算 (死亡日以前30日限度)	72単位	75		死亡日以前31～45日以下	
	144単位	150		死亡日以前4日以上30日以内	
	680単位	711		死亡日前日及び前々日	
	1280単位	1,338		死亡日	

※ 福岡市の級地区分率 10.45

(2) その他の利用料金

① 入居一時金	100,000 円	入居開始日までいただきます。
② 家 賃	50,000 円	月額 (但し、月途中で入退去の場合は、日額 1,666円で日割計算) 外泊・入院時に関しては、居室確保のため返還いたしません。
③ 食 事 費	42,000 円	月額 (但し、月途中で入退去の場合、外泊、入院時における欠食分は、 減額(事前に申出必要)いたします。
④ 水道光熱費	20,000 円	月額 (但し、月途中で入退去の場合、日額 667円で日割計算) 外泊・入院時に関しては減額しません。
⑤ 受診付き添い・介護費用	2,000 円	1時間につき

(3) そ の 他

① 個人に関わる費用	実 費	理美容代・消耗品(オムツ等)・医療費・趣味活動材料費 等
------------	-----	------------------------------